

## 【資料2-2】

訪問系サービスに係る留意事項等について

対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

## 目次（項目をクリックすればジャンプします）

<b>II 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）</b>	- 3 -
1 人員の基準	- 3 -
2 居宅介護計画の作成等	- 5 -
3 居宅介護等における移送を伴うサービスの実施にあたって	- 6 -
<b>III 報酬関係</b>	- 8 -
1 特定事業所加算について	- 8 -
2 初回加算	- 8 -

## II 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

### 1 人員の基準

※基準は居宅介護を引用しています。（他サービスも概ね同様です。）

- 基準省令第5条 指定居宅介護の事業を行う者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。
- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。

#### 【指摘事例】

##### （1）サービス提供責任者の配置数が不足していた。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、地域生活支援事業の移動支援、介護保険法に基づく訪問介護事業等を一体的に行っている場合は、それぞれの事業のサービス提供時間及びその員数を合算して算出することになります。

##### （2）従業者の員数が不足していた。

事業所に置くべき従業者の員数は、利用者の人数及びサービス提供時間数の寡少に関わらず、常勤換算方法で2.5人以上配置してください。

##### （3）同行援護の資格要件を有するサービス提供責任者が、同行援護利用者の居宅介護計画を作成していなかった。

複数のサービス提供責任者を配置する事業所で、同行援護の資格要件を有するサービス提供責任者とその要件を有しないサービス提供責任者が勤務している場合、同行援護の資格要件を有するサービス提供責任者が、同行援護利用者の居宅介護計画を作成してください。

また、同行援護の資格要件を有するサービス提供責任者が退職等することで、同行援護の指定基準を満たさなくなる場合は、居宅介護の指定基準を満たしていても、同行援護サービスは提供できませんので、同行援護の休止又は廃止届をしてください。

### ◎サービス提供責任者の要件（同行援護）

- ・介護福祉士
- ・実務者研修の修了者
- ・介護職員基礎研修の修了者
- ・居宅介護従業者養成研修 1級課程修了者
- ・居宅介護従業者養成研修 2級課程修了者  
又は居宅介護職員初任者研修修了者で  
3年以上介護等の業務に従事した者

+

同行援護従業者養成研修  
(一般課程及び応用課程) 修了者  
※上記研修に相当すると知事が認めた研修を含む

----- または -----  
国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等

### ◎従業者（ヘルパー）の要件（同行援護）

※実務経験は直接支援業務に限る。

同行援護従業者養成研修（一般課程）の修了者

居宅介護従業者の  
要件を満たす者

+

視覚障害に関する実務経験  
1年以上  
(実際に従事した日数が180日以上)

----- または -----  
国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等

### （4）行動援護のサービス提供において必要な資格要件を満たしていない。

行動援護における資格要件の経過措置は、新たに資格を取得する者を除き令和6年3月31日までに延長されていますので、経過措置期間中に行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了するようにしてください。

### ◎サービス提供責任者の要件（行動援護）

※実務経験は直接支援業務に限る。

- ・行動援護従業者養成研修課程修了者
- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者

+

知的または精神障害に関する実務経験  
3年以上  
(実際に従事した日数が540日以上)

### ◎従業者（ヘルパー）の要件（行動援護）

※実務経験は直接支援業務に限る。

- ・行動援護従業者養成研修課程修了者
- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者

+

知的または精神障害に関する実務経験  
1年以上  
(実際に従事した日数が180日以上)

**(5) 行動援護サービスにおいて、「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない。**

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が未作成の場合、報酬上5%減算となりますので、支援計画シート等は適切に作成するようしてください。なお、支援計画シート等の様式は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成26年3月31日障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参考にしてください。

行動援護を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要です。他の事業者等にその情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるので、利用者の情報の取り扱いにはご留意ください。

## 2 居宅介護計画の作成等

※基準は居宅介護を引用しています。(他サービスも概ね同様です。)

基準省令第26条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

基準省令第30条 (第1項及び第2項 省略)

- 3 サービス提供責任者は、第26条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

### 【指摘事例】

**(1) 居宅介護計画が作成されていなかった。又は、実際提供されているサービスの内容と異なっていた。アセスメントが行われていなかった。**

居宅介護計画の作成にあたっては、アセスメントによって利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にして、居宅介護計画を作成してください。居宅介護計画の様式は特に定められておりませんが、①担当する従業者の氏名、②従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間及び日程、③担当する従業者の種別（介護福祉士、実務者研修修了者等の資格）を居宅介護計画に記載してください。なお、居宅介護計画に位置付けている担当する従業者の種別により報酬が減算になる場合があることや居宅介護計画上位置付けられている従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合に報酬が減算になる場合があることに注意してください。

**(2) 居宅介護計画は作成しているが、利用者又はその家族に対する説明が行われていなかつた。居宅介護計画を利用者に交付していなかった。**

居宅介護計画を作成した場合は、利用者又はその家族に対して説明を行うこととなっています。居宅介護計画の写しは、速やかに利用者に交付してください。居宅介護計画に、利用者が交付を受けた旨が署名等によって確認できるようにしてください。居宅介護計画書に利用者から同意を得る際、同意日及び利用者名の記入は、利用者に直筆してもらうようにして下さい。やむを得ない理由により、利用者の直筆が困難な場合は代筆を可としますが、その場合は代筆者名及び利用者との続柄を併せて記入してください。ただし、職員が代筆する場合は、中立性を担保する観点からサービス提供責任者以外の職員が代筆するようにして下さい。

**(3) 定期的な居宅介護計画の実施状況の把握がされておらず、見直しをしていなかった。**

居宅介護事業の報酬上の所要時間は、居宅介護計画に基づく1回のサービス提供に要する標準的な時間を指します。サービス提供にあたり、利用者の心身の状態等が変化し、サービス提供の内容及び所要時間の変更が必要な場合は、速やかに計画の変更を行ってください。

居宅介護計画の変更の必要性を把握するためには、サービス提供記録の開始時間や終了時間等は、実際にサービスを提供した時間で記載してください。

**(4) サービス提供責任者が居宅介護計画を作成していなかった。サービス提供責任者の勤務時間の大部分が居宅介護等の提供に従事していた。**

サービス提供責任者は居宅介護計画を作成し、従業者に対し、介護上必要な技術的助言や指導を行うこととなっています。直接支援によって、サービス提供責任者の本来業務の遂行に支障が生じないようにしてください。

### 3 居宅介護等における移送を伴うサービスの実施にあたって

**【留意事項】**

- 居宅介護における「通院等乗降介助」のサービスを提供するには、道路運送法上の許可を得た上で、障害者支援課と事前協議を行い、「通院等乗降介助」の指定を受ける必要があります。
- 居宅介護における「通院等介助」等のほか、重度訪問介護、同行援護、行動援護、並びに地域生活支援事業における移動支援のサービスを提供する際、ヘルパー自ら運転する車両で、利用者に移送を伴うサービスを実施する場合においても、「通院等乗降介助」の指定を受けた上で実施してください。
- 道路運送法上の許可を得た際、届け出た運賃及び料金は、適正に徴収してください。
- 1人のヘルパーが運転する車両で上記の移送を伴うサービスを提供した場合、その運転時間については、サービス提供時間から除外してください。

「介護輸送に係る法的取扱いについて」（平成18年9月国土交通省自動車交通局旅客課・厚生労働省老健局振興課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知抜粋）

#### 1. 訪問介護について

- ① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条又は第43条の事業許可（一般又は特定）によることを原則とする。
- ② NPO法人その他道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第48条に定める法人等は、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第79条に基づく登録を受けることができる。
- ③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合については、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができる。
- ④ 訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を求めるこことし、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。

なお、障害者（児）福祉サービスに係る自家用自動車を使用した有償旅客運送についても、上記①～④の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

道路運送法上の許可に関することは、国土交通省 近畿運輸局 和歌山運輸支局  
輸送・監査部門（電話073-422-2138）にお問い合わせください。

### III 報酬関係

#### 1 特定事業所加算について

※基準等は居宅介護を引用しています。

<厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）>第1号

<留意事項通知>第二の2（1）⑯

<指摘事例>

- ・特定事業所加算を算定するための各要件が整っていない。
- ・居宅介護従業者ごとの研修計画は策定しているが、計画どおりに研修を実施していなかった。
- ・利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議に全員が参加していなかった。
- ・全ての居宅介護従業者に健康診断を実施していなかった。

<解説>

- ・この加算の趣旨は、「良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る」ことを目的に より質の高いサービスを提供する事業所を評価するものであるため、算定要件を十分に満たしていないまま請求することの無いように、①「留意事項通知」等の内容を十分に理解し、②常に算定要件を自己点検したうえで、請求事務を行ってください

#### 2 初回加算

※基準等は居宅介護を引用しています。

<留意事項通知>第二の2（1）⑰

<指摘事例>

- ・サービス提供責任者が利用者を訪問した事実及び記録がなかった。

<解説>

- ・「サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合については、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする」とあるため、必ず同行した旨の記録を残してください。
- ・また、この場合において、当該サービス提供責任者は、居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能です。